

練馬区環境基本計画 2011(後期計画)令和元年度進捗状況評価結果

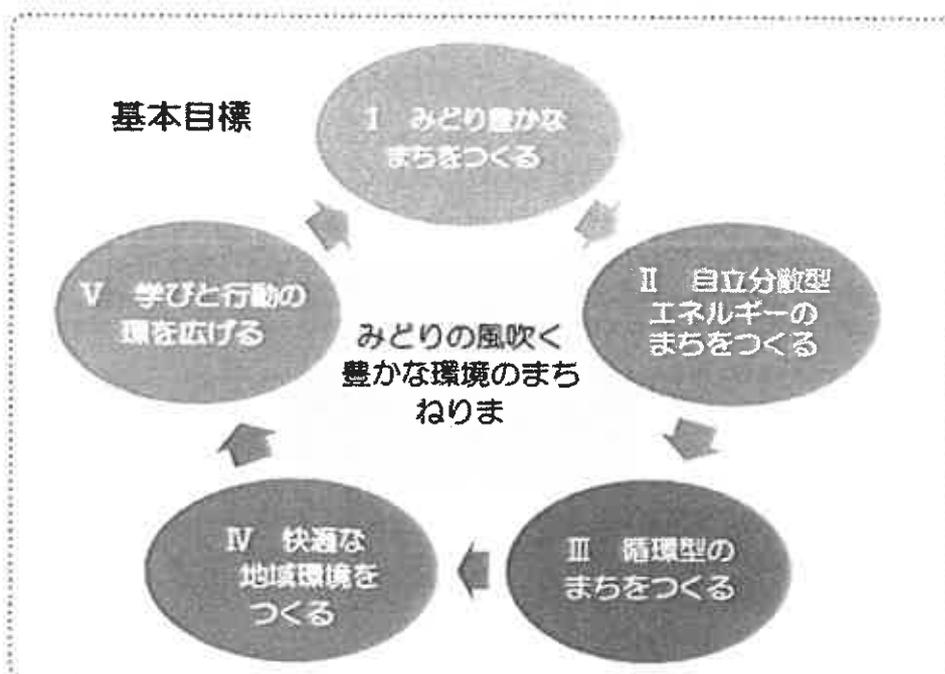
I 環境基本計画の概要

1 望ましい環境像

みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま

2 基本目標

望ましい環境像の実現に向け、5つの分野別の基本目標を位置付けます。



基本目標 I
みどり豊かなまちをつくる

練馬らしい樹林地や農地の保全等を図り、多様な生きものと共生できる、みどり豊かな都市空間の形成をめざします。

基本目標 II
自立分散型エネルギーのまちをつくる

エネルギーセキュリティの確保と効率的で低炭素なエネルギーの確保を実現した自立分散型エネルギー社会の構築をめざします。

基本目標 III
循環型のまちをつくる

3Rの取組に根ざしたみどりあふれる循環型社会の構築をめざします。

基本目標 IV
快適な地域環境をつくる

良好な地域環境が確保された、快適で安全な社会の構築をめざします。

基本目標 V
学びと行動の環を広げる

一人ひとりが環境について考え、自発的に行動し、それらの取組が区民全体に広がる社会をめざします。

基本施策

施策

I-1 みどりの保全と創出を推進する

- (1) みどりのネットワーク形成の推進
- (2) 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた取組の推進

I-2 生物多様性に関する理解を深める

- (1) 生物多様性の理解促進

II-1 災害時のエネルギーセキュリティを確保する

- (1) 避難拠点等におけるエネルギー確保の充実
- (2) 家庭や事業所におけるエネルギー確保の充実

II-2 分散型エネルギーの普及を拡大する

- (1) 分散型エネルギーの導入推進
- (2) 再生可能エネルギーのさらなる活用

II-3 省エネルギー化を推進する

- (1) 環境配慮行動への支援
- (2) 区の環境配慮行動の率先実行

III-1 ごみの発生抑制・再使用を促進する

- (1) ごみの発生抑制
- (2) 再使用の促進

III-2 多様な資源循環を推進する

- (1) 区民が進める資源回収の促進
- (2) 事業者が進める資源回収の促進
- (3) 区が進める資源回収の推進

III-3 適正処理を推進する

- (1) 排出ルール徹底
- (2) 事業者の自己処理責任の徹底
- (3) 資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分

IV-1 良好な交通環境を整備する

- (1) 良好な交通環境の整備

IV-2 良好な生活環境を保全する

- (1) 公害問題等への対応
- (2) 環境に配慮したまちづくりの推進
- (3) 環境にやさしい住まいづくりの促進

IV-3 暑熱環境対策を推進する

- (1) 暑熱環境対策の推進

V-1 環境学習・環境教育を促進する

- (1) 環境情報の効果的な提供
- (2) 環境学習・環境教育のための機会づくり

V-2 協働による取組を広げる

- (1) 環境保全活動・環境教育を担う人材への支援
- (2) 協働による取組の推進
- (3) 環境に配慮した経済活動への支援

3 評価結果

(1) 個別評価結果

基本目標Ⅰ みどり豊かなまちをつくる							
環境指標の評価							
【区のみどり施策への満足度】							
H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R元年度指標	備考	評価
71.6%	75.6%	76.8%	76.0%	77.0%	維持・向上	区民意向調査における毎年の調査事項	A
【区全体の「みどり」に対する満足度】							
H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R元年度指標	備考	評価
69.8%	—	—	—	—	維持・向上	区民意向調査における5年ごとの調査事項(今回はR3年度)	—
各環境指標の評価の平均値は5.0であることから、A評価とする。						基本目標の評価	A
重点事業の実施状況							
【みどりの基本計画改定と取組の推進】				《みどり推進課》			
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月に緑化委員会からみどりの基本計画改定についての答申を受け、平成31年3月に改定案をまとめ、平成31年4月にみどりの総合計画を策定した。 							
【都市農地の制度改正に向けた取組の推進】				《都市農業課》			
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年5月に都市農業振興基本計画が策定された。また、平成29年6月に生産緑地法が一部改正されたことを受け、区では、平成29年10月に「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定・施行し、下限面積を300㎡に引き下げた。平成30年9月には、都市農地の賃借の円滑化に関する法律が施行されている。 令和元年度は、農業施設に係る税制の改善や、農地の買取に対する財政支援等について、国に要望を行った。 							
基本施策Ⅰ-1 みどりの保全と創出を推進する							
施策(1)みどりのネットワーク形成の推進							評価
関連する5事業の実施状況における評価の平均値は4.6であることから、A評価とする。							A
施策(2)都市農業の振興と都市農地の保全に向けた取組の推進							評価
関連する8事業の実施状況における評価の平均値は5.0であることから、A評価とする。							A
→施策(1)(2)の平均値は4.8であることから、基本施策Ⅰ-1の評価はAとする。							
《参考:昨年度の評価》平均値4.6⇒A評価							

【区民・事業者に対する分散型エネルギーシステムの導入支援】 《環境課》

- 再生可能エネルギー、省エネルギー設備設置補助事業として、区民・区内事業者および集合住宅の管理組合に対し、家庭用燃料電池や太陽光発電設備設置、蓄電システム導入費用の一部を補助した。(886件/45,550千円)

【水素エネルギーへの理解促進】 《環境課》

- 地区祭や防災フェスタなど区内各地のイベントにおいて、燃料電池自動車の展示および外部給電のデモンストレーションを3回実施した。
- 東京都等と共同して水素エネルギーの普及啓発イベントを実施した。

【公園灯・街路灯の省エネルギー化】 《維持保全担当課・道路公園課》

- 公園灯は、計画数240基のところ、278基を省エネルギー型へ改修した。
- 街路灯は、計画数2,900基のところ、4,772基を省エネルギー型へ改修した。

基本施策Ⅱ-1 災害時のエネルギーセキュリティを確保する

施策(1)避難拠点等におけるエネルギー確保の充実 評価

関連する3事業の実施状況における評価の平均値は3.7であることから、B評価とする。

A

施策(2)家庭や事業所におけるエネルギー確保の充実 評価

関連する1事業の実施状況における評価は5.0であることから、A評価とする。

A

→施策(1)(2)の平均値は4.3であることから、基本施策Ⅱ-1の評価はAとする。

《参考:昨年度の評価》平均値5.0⇒A評価

基本施策Ⅱ-2 分散型エネルギーの普及を拡大する

施策(1)分散型エネルギーの導入推進 評価

関連する2事業の実施状況における評価の平均値は5.0であることから、A評価とする。

A

施策(2)再生エネルギーのさらなる活用 評価

関連する1事業の実施状況における評価は5.0であることから、A評価とする。

A

→施策(1)(2)の平均値は5.0であることから、基本施策Ⅱ-2の評価はAとする。

《参考:昨年度の評価》平均値5.0⇒A評価

基本施策Ⅱ-3 省エネルギー化を推進する

施策(1)環境配慮行動への支援 評価

関連する4事業の実施状況における評価の平均値は4.7であることから、A評価とする。

A

施策(2)区的环境配慮行動の率先実行 評価

関連する5事業の実施状況における評価の平均値は4.1であることから、A評価とする。

A

→施策(1)(2)の平均値は4.5であることから、基本施策Ⅱ-3の評価はAとする。

《参考:昨年度の評価》平均値4.4⇒A評価

<p>【区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導】 《練馬・石神井清掃事務所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中規模の事業者に対し、排出指導を行った。昼間指導(484か所)および夜間営業の事業者への夜間指導(11回/1,014か所)も実施した。有料ごみ処理券未貼付で排出している事業者への直接指導も行っている。 <p>【災害廃棄物処理計画の策定】 《清掃リサイクル課》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後速やかに災害廃棄物処理実行計画を策定できるよう準備を行った。
--

基本施策Ⅲ－1 ごみの発生抑制・再使用を促進する

施策(1)ごみの発生抑制	評価
関連する4事業の実施状況における評価の平均値は4.4であることから、A評価とする。	A
施策(2)再使用の促進	評価
関連する1事業の実施状況における評価は5.0であることから、A評価とする。	A
→施策(1)(2)の平均値は4.7であることから、基本施策Ⅲ－1の評価はAとする。 《参考:昨年度の評価》平均値4.6⇒A評価	

基本施策Ⅲ－2 多様な資源循環を推進する

施策(1)区民が進める資源回収の促進	評価
関連する1事業の実施状況における評価は5.0であることから、A評価とする。	A
施策(2)事業者が進める資源回収の促進	評価
関連する2事業の実施状況における評価の平均値は3.7であることから、B評価とする。	B
施策(3)区が進める資源回収の推進	評価
関連する3事業の実施状況における評価の平均値は4.0であることから、A評価とする。	A
→施策(1)(2)(3)の平均値は4.2であることから、基本施策Ⅲ－2の評価はAとする。 《参考:昨年度の評価》平均値4.1⇒A評価	

基本施策Ⅲ－3 適正処理を推進する

施策(1)排出ルール of 徹底	評価
関連する2事業の実施状況における評価の平均値は3.7であることから、B評価とする。	B
施策(2)事業者の自己処理責任の徹底	評価
関連する2事業の実施状況における評価の平均値は5.0であることから、A評価とする。	A
施策(3)資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分	評価
関連する2事業の実施状況における評価の平均値は3.7であることから、B評価とする。	B
→施策(1)(2)(3)の平均値は4.1であることから、基本施策Ⅲ－3の評価はAとする。 《参考:昨年度の評価》平均値4.6⇒A評価	

基本施策Ⅳ-2 良好な生活環境を保全する	
施策(1)公害問題等への対応 関連する5事業の実施状況における評価の平均値は3.4であることから、 B評価とする。	評価 B
施策(2)環境に配慮したまちづくりの推進 関連する7事業の実施状況における評価の平均値は4.0であることから、 A評価とする。	評価 A
施策(3)環境にやさしい住まいづくりの促進 関連する3事業の実施状況における評価の平均値は3.6であることから、 B評価とする。	評価 B
→施策(1)(2)(3)の平均値は3.7であることから、基本施策Ⅳ-2の評価はBとする。 《参考:昨年度の評価》平均値3.6⇒B評価	
基本施策Ⅳ-3 暑熱環境対策を推進する	
施策(1)暑熱環境対策の推進 関連する5事業の実施状況における評価の平均値は3.0であることから、 B評価とする。	評価 B
《参考:昨年度の評価》3.7⇒B評価	

基本目標Ⅴ 学びと行動の環を広げる							
環境指標の評価							
【環境作文コンクールへの作文応募数】							
H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R元年度 実績	R元年度 指標	備考	評価
864作品	1,049作品	967作品	938作品	987作品	1,100作品		A
【環境美化推進地区および環境美化活動団体の登録世帯数】							
H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R元年度 実績	R元年度 指標	備考	評価
111,890 世帯	118,425 世帯	112,628 世帯	132,698 世帯	126,172 世帯	111,890 世帯		A
【ねりまエコ・アドバイザーが関わった環境保全・環境教育関係事業の実施数】							
H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R元年度 実績	R元年度 指標	備考	評価
1,150件	1,086件	996件	978件	932件	1,150件		A
各環境指標の評価の平均値は5.0であることから、A評価とする。						基本目標の評価	A

Ⅲ 区の温室効果ガス削減目標

【計画期間】

令和12年度(2030年度)に向けた長期的方向を見据えつつ、環境基本計画2011(後期計画)と同じ平成29年度から令和元年度までの3か年とする。

長期目標	基準年度 H25(2013) 実績値
令和12年度(2030年度)までに26.0%削減する。	
短期目標	
令和元年度(2019年度)までに9.2%削減する。	

【区の温室効果ガス総排出量の推移と削減率】

年度	基準年度 H25(2013) 実績値	H26(2014) 実績値	H27(2015) 実績値	H28(2016) 実績値	H29(2017) 実績値	基準年度比 削減率 (達成状況)
排出量 (千t-CO ₂ eq)	2,273	2,170	2,027	1,972	2,032	-10.8%
対前年度 増減率	-4.53%	-6.59%	-2.71%	3.04%		

《出典》令和2年3月発行『特別区の温室効果ガス排出量(1990～2017年度)』

オール東京62市区町村共同事業